

件名 「一般用医薬品のインターネット販売及びテレビ電話等を活用した医薬品販売について」

1. 個人／団体の別 : 団体
2. 氏名／団体名 : 全国伝統薬連絡協議会
3. 電話番号 : 096-289-4211 (来年1月からは、080-4135-4294)
4. E-mailアドレス: [kyougikai@saishunkan.co.jp](mailto:kyougikai@saishunkan.co.jp)
5. 意見

(1) 一般用医薬品のインターネット販売及びテレビ電話等を活用した医薬品販売の規制緩和への賛否  
(回答)

規制緩和に大いに賛成する

(2) 賛否の理由

(回答)

- ・ 伝統薬のほとんどが第二类医薬品に該当することから、通信販売規制を受けており、現行制度下での薬局・薬店・ドラッグ・配置(以下「薬局等」という)での販売に移行可能かどうかの検討を行ったが、全国にいる伝統薬の愛用者のエリアを薬局等で完全にカバーできないこと、採算が取れないこと、また、利用者にもメリットがないことなどから移行が困難である。
- ・ 現行制度が見直されないと、伝統薬の販路を断たれてしまうことから、各企業とも経営困難に陥って、伝統薬の供給が断たれることになり、化学薬品では効かず伝統薬に頼っていた患者は、必要な伝統薬を入手できずに病状が悪化することが懸念されるため、早期に通信販売の規制緩和を行ってほしい。
- ・ 国による医薬品の承認制度では、医療用医薬品と一般用医薬品に区別され、一般用医薬品は消費者が選択できる医薬品として位置付けられており、承認段階における薬局等での販売規制は、一般用医薬品の中の配置用だけで、それ以外は販売規制がなされていない。

承認の段階で販売規制がなされていない一般用医薬品を承認後において規制するとすれば、少なくとも、平成21年5月末までに承認した一般用医薬品については、それまで認められていた販売方法を可能とすべきである。

(3) 一般用医薬品のインターネット販売及びテレビ電話等を活用した医薬品販売を行った場合でも、安全が確保される仕組みがないか。また、もしあるとすればその具体的アイデア

(回答)

- 安全が確保される仕組み

「電話による対話に基づく医薬品販売システム」

伝統薬会社の電話等による販売においては、自社の伝統薬の特性を熟知した専門家が応対し、お客様の容態等を十分に聞き取りながら情報提供を行うことができるので、医薬品の安全性を確保できる販売システムである。また、顔が見えない電話ならではの本音の対話による信頼関係を築いており、お客様から安全で安心できると評価をいただいている。

更に、孤独な高齢者の話し相手となり、メンタルケアの役割も果たしている。

- 具体的アイデア

- ① 「電話による対話に基づく医薬品販売システム」の安全性の検証

貴専門調査会の中では、対面販売の場合と同等の有効性及び安全性が確保されたネット販売(郵便等販売)の在り方を対処方針として示せるよう、販売者側におけるヒアリング及び消費者側と規制当局(厚生労働省)への書面調査を行っておられる。

当協議会においても、他の関係団体及び企業等との連携を図りながら、電話による通信販売と対面販売との同等性についての評価を受け、昨年12月に、その結果を厚生労働省に提出したところであるが、当該同等性の評価については、当協議会が各専門家に行った調査結果であるので、「伝統薬(医薬品)の電話等による販売方法」についても、対面販売の場合と同等の有効性及び安全性が確保されるかどうかについて、第三者による検証を提案する。

- ② 「離島居住者や継続使用者」への猶予期限等の見直し

通信販売の経過措置が来年5月末となっているが、制度の見直しの論議を行うとともに、見直された制度を定着させるためには期限が足りないことから、制度化ができるまでは、「離島居住者や継続使用者」と対象者を限定せずに経過措置の3年間延長を提案する。